

平成 25 年 10 月 24 日

「建築物の建築に伴う駐車場設置基準の見直しの考え方」  
に関する意見

一般社団法人 東京ビルディング協会

当協会では、オフィスビルの附置義務駐車場の台数が過大となっていることから、これまでも都に対して見直しの要望を続けてきたところであり、附置義務駐車場の利用実態をもとに区部の大規模事務所に関する算定基準を見直し、附置義務台数を低減させる今回の見直しの方向性について評価したい。

また、既存建築物に関して見直し後の附置義務台数まで低減できることとし、駐車場とする必要がなくなった床の転活用に可能としたこと、及び「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき地域の実情に応じて駐車場台数等の基準を設定することを可能としたことについて評価したい。

なお、附置義務駐車場台数については、今後とも公共交通の整備・充実などによって過大となっていくことが見込まれるため、一定期間ごとの実態調査の実施とそれに基づく附置義務台数の見直しを制度化することを要望したい。